

令和3年2月25日 提出

議会案第1号

八戸市議会委員会条例の一部を改正する
条例の制定について

八戸市議会議長 森 園 秀 一 様

提出者	八戸市議会議員	藤 川 優 里
〃	〃	冷 水 保
〃	〃	間 盛 仁
〃	〃	中 村 益 則
〃	〃	田名部 裕 美
〃	〃	日 當 正 男
〃	〃	田 端 文 明
〃	〃	工 藤 悠 平
〃	〃	小屋敷 孝
〃	〃	寺 地 則 行
〃	〃	伊 藤 圓 子
〃	〃	立 花 敬 之

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出
します。

八戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

八戸市議会委員会条例（昭和 34 年八戸市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（開会方法の特例）

- 第 15 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）のまん延の防止を図る観点から、委員会の招集場所に委員の全部を招集することが困難であると認めるときは、第 20 条第 1 項に規定する秘密会としようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により委員会を開会することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、オンラインによる委員会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

オンラインにより委員会を開会できるようにするためのものである。